

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第94号）（行財政局財政部財産活用促進課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により国土利用計画法の一部が改正され、土地利用審査会の委員の定数が7人から5人以上に変更されることに伴い、京都市土地利用審査会の委員の定数の上限を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第94号

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

京都市土地利用審査会条例の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とする。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しない場合において、4人以上の委員が出席したときは、この限りでない。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(委員の定数)

第2条 審査会の委員の定数は、7人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)